

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀岡市長 桂川 孝裕

市町村名 (市町村コード)	亀岡市 (26206)
地域名 (地域内農業集落名)	馬路町 (池尻、三ツ辻、北区、中、南区、三軒家)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月21日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、亀岡市の中心部から北へ3.5kmに位置し、一級河川淀川水系桂川左岸の標高90～160mの比較的平坦な水田地帯である。現在、水田面積185haの61%で水稻、14%で二条大麦、13%で小豆、4%で販売用野菜が栽培されている。

これまでに、国営農地再編整備事業「亀岡地区」(H12年～H23年度、区画整理503ha、馬路町・河原林町・千歳町・保津町)により、農地の大区画化、農業用排水の整備、大型機械化体系の確立による安定的で生産性の高い農業基盤が形成されている。

現状、兼業・高齢者専業農家・大規模耕作農家・農作業受託組合を中心に、水稻栽培を中心とした耕作を行っており、耕作放棄地は出ていない状況である。しかしながら、5～10年後には、自身で耕作する農地所有者が2割にも満たなくなることが確実となっており、限られた担い手農家が、より効率的・効果的な営農活動を行える支援体制を作ることが課題であった。

そのため、農地の集約化を通じて、兼業農家・大規模耕作農家・農業法人など多様な担い手が共存しながら、円滑に営農ができるよう「一般社団法人馬路町農地管理センター」を令和5年に設立し、農地の一括管理を行い、農地・農村環境の保全管理を目指している。

現在、地区内の150haの農地を農地中間管理事業を活用して、一般社団法人馬路町農地管理センターが借受けている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻を主要作物として、小豆・麦・大豆等の作付も拡大し、農地の集積・集約化を進めるとともに、収益性の高い作物や実需者から要望のある作物の栽培の検討も行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	191.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	185.91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の耕作者での営農の継続が困難となった場合、農地の一時保全管理や農地中間管理事業等を活用した新たな農地の受け手へ貸付を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の所有者や担い手の意向を踏まえ、農地中間管理事業を活用して、農地の集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では具体的な取り組みの予定はないが、農作業の効率化を図るため、継続して検討を続ける。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図に位置付けられている担い手の他、今後も多様な経営体が営農ができるよう地域で取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が図れるドローン等による防除作業は、地区内外の農業支援サービス事業体に委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--